

論点に対する回答

分野	消防の設備等に関する基準の公開・統一
省庁名	総務省（消防庁）
<p>事業者が消防設備の設置、危険物の製造所の設置等に関し、所轄消防署と消防折衝を行う際に、政令、条例の他、地方公共団体の行政指導指針に則り指導されることがあるが、行政指導指針が公開されていない地方公共団体が多々あり、事前に確認できないことから設計の変更が発生するなど非効率な状態となっている。</p> <p>また、消防設備、危険物に関する基準が地方公共団体ごとに異なることにより、設計、コスト等に関して事業者の負担となることがある。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい。</p>	
<p>【論点 1】消防設備、危険物に関する行政指導指針の公開について</p> <p>① 国民の生命、身体及び財産を火災から保護する等のための事業者の事業活動の円滑化や利便性の向上の観点、また、公表している地方公共団体もいることから、行政指導指針を設けている全ての地方公共団体にて行政指導指針をインターネット上で公開することが望ましいと考えるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>② 行政指導指針を設けている全ての地方公共団体にて行政指導指針を公開させるために、消防組織法第 37 条に基づく技術的な助言としての周知等の対応が考えられるが、対応方針について消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>③ 着実に地方公共団体に公開してもらう方法として、消防庁において行政指導指針の公開を原則とするといった所要の個別法令上の措置等を講じることも考えられるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>地方公共団体の行政指導指針については、たしかに行政手続法第 3 条第 3 項の規定により、同法 3 6 条の行政指導指針の公表義務の適用外となっているものの、同法 3 6 条の通り行政手続法上は公表が原則である。また、消防設備、危険物に関する行政指導指針については、国民の生</p>	

命、身体及び財産を火災から保護する観点から、公表の必要性が高いものと考えられる。

【参考事例 1】令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」 p. 24)

【参考事例 2】令和 4 年 6 月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革実施計画」 p. 25)

【参考事例 3】令和 4 年 12 月の中間答申において、「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」のため、「国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる」こと及び「全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和 4 年 6 月 7 日「規制改革推進に関する中間答申」 p. 20)

【回答】

- ①及び② 地方公共団体が行う行政指導や作成する行政指導指針は、各地方公共団体が、地域が抱える課題や特性に応じて柔軟に行い、又は作成されているものと思われる。また、地方公共団体が行う行政指導等については、地方自治への配慮の観点から、行政手続法に定める手続を適用することを避け、地方公共団体において同法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めることとされていると承知している。従って、地方公共団体が作成する行政指導指針の公表については、各地方公共団体において判断されているものであり、一律に公表することが望ましいのか、消防庁において判断することは難しいと考える。

なお、消防法令の解釈や運用に関して、その内容が事業者に予め明らか

になっていないことにより、設計の変更が発生するなど非効率な状態となっている個別具体の事例があれば、その内容に応じて必要な対応を検討したい。

- ③ 上記の①及び②への回答に記載したとおり、地方公共団体が作成する行政指導指針を一律に公表することが望ましいのか、消防庁において判断することは難しいため、個別法令上の措置等が必要と判断することも難しいと考える。

また、国民の生命、身体及び財産を保護するために法律上の規制を設けている分野は、消防分野に限られたものではなく、それをもってして、一律に行政指導指針の公表を義務付ける必要性の説明になるとは言えないと考える。

なお、参考事例 1～3 でお示しいただいている事例は、行政指導の事例ではなく、法令上の手続について様式や申請方法の統一を図るものと思われる、行政指導指針を同様に考えることは難しいのではないかと考える。

【論点 2】消防設備、危険物に関する基準の統一について（法令解釈による差異）

以下【事例】のように、地方公共団体の法令の解釈によって生じたと考えられる差異があり、解釈による差異を生じさせないようにすべきではないかと考えるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。

【事例】

危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 12 号において、「屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備」には、流出防止の措置の一つとして、①その直下の地盤面の周囲に囲いを設ける、又は②危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとされている。このうちの②の措置による流出防止を認める地方公共団体と②に該当する措置が存在しないと判断している地方公共団体がある。

【参考】危険物の規制に関する政令 第 9 条第 1 項第 12 号

屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当

該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。
この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

【回答】

御指摘の「事例」で挙げられている危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」の規定については、新技術が開発された場合等に対応することができるように設けられたものであるが、現在のところ、そのような同等以上の効果があると認められる措置に係る規定を設ける必要性が生じていないことから、当該総務省令で定める措置は定めていない。

なお、法令の規定に疑義のある場合は、適宜通知等により解釈を示しており、今後も具体的な疑義があれば同様の対応を行って参りたい。

【論点3】 消防設備、危険物に関する基準の統一について（条例解釈による差異）

消防法上、条例によって定めることとされている技術基準について、地方公共団体の条例の定めが一義的に明らかでなく、曖昧な条例の規定を補うために別途運用基準等を設けている地方公共団体もある（例：消防法第9条の4第2項に基づく技術基準）。

また、技術基準を定める条例の規定において同様の文言が用いられている場合であっても、地方公共団体によって解釈が異なることにより地域ごとにばらつきが生じており、広域的な事業活動を行う事業者にとって負担となっているとの指摘もある。

技術基準は、その性格上できる限り具体的に定めなければならないところ（行政手続法第5条第2項、第12条第2項参照）、条例（例）を発出したり、条例の定めをできる限り明確なものとするよう技術的助言をするなどして問題の解消を図ることが考えられるが、消防庁のお考えをご教示いただきたい。

【事例】 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵する場合 A市

【火災予防条例】 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場

合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

【防油堤の設置基準】タンク容量の 110%以上

B市

【火災予防条例】液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

【防油堤の設置基準】タンク容量の 100%以上

【回答】

消防庁では、市町村の執務の参考となるよう火災予防条例（例）を示しており、各市町村の火災予防条例は、これを踏まえつつ、地域が抱える課題や特性に応じて制定及び運用されているものと承知している。

御指摘の「事例」については、火災予防条例（例）で「液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。」と規定しており、規制改革ホットラインからの求めに応じて、令和2年3月に、当該有効な措置として「タンク周囲に、タンクの最大容量以上の量を収納できる容量の囲いを設けること」を地方公共団体に対して示している。

なお、火災予防条例（例）の規定に疑義のある場合は、適宜通知等により解釈を示しており、今後も具体的な疑義があれば同様の対応を行って参りたい。

※消防法第9条の4第2項に定める技術基準は、行政手続法第5条第2項に定める審査基準、同法第12条第2項に定める処分基準には該当しない。

以上